

特産「平群の小菊」PR 多言語看板設置委託業務 仕様書

1 業務名

特産「平群の小菊」PR 多言語看板設置委託業務

2 目的

平群町は夏秋期全国一の小菊の産地であり「平群の小菊」として市場から高い評価を受けている。国道 168 号線に位置する「平群の小菊」PR 看板は町のランドマークとしての役割を果たす看板であり、移動中の観光客に向け視覚的に認知を促している。また近年、観光をとりまく状況は変化しており、特にインバウンドの増加が著しくみられる。信貴山朝護孫子寺においても外国人観光客の宿泊・滞在は増加傾向にあり、地域の魅力を多言語発信する必要性は高まっている。このことより、地域の資源である「平群の小菊」のさらなる視認性の向上と多言語化を目的とし、「平群の小菊」PR 看板をリニューアルする。

3 本業務委託の契約期間

契約開始日から令和 7 年 11 月 30 日まで

4 本業務委託の内容

(1) プランの検討

- (ア) 看板デザインの作成
- (イ) 設置計画の作成
- (ウ) その他本業務を実施するうえで必要な関連業務

(2) 設置工事

- (ア) 看板等の設置工事の施工
- (イ) その他本業務を実施するうえで必要な関連業務
- (ウ) 工事に必要な許認可等の手続き

5 業務要件等

(1) プランの検討

(ア) 看板デザインの作成

- ・国道 168 号線に位置する「平群の小菊」PR 看板のさらなる視認性の向上と多言語化を目的とする。
- ・「平群の小菊」のブランド力向上に資するデザインであること。
- ・多言語化は英語併記を基本とすること。
- ・「平群の小菊」「夏秋期 日本一」を箱文字で製作し表記すること。
- ・「平群町」および商標登録第 5256598 号「平群の小菊」の権利者である「JAならけん」を表記すること。

- ・既存看板のベースサイズは基本的に変更しない。色調・字体・レイアウト・上部小菊マークなどのデザインを変更し、看板の印象を一新すること。
- ・目的達成のために修正すべき事項があると委託者が判断したときは、協議により提案書のデザイン案を元に修正・変更を行うことがある。

(イ) 設置計画の作成

- ・看板の設置場所と既存看板のサイズは別紙を参照すること。現地説明会は行わない。
- ・使用する材料は費用材料承諾書として予め町の承認を得た材料を使用すること。
- ・材料承諾は材料の品質・性能を保証または確認できるように各種試験データや仕様等を明確にすること。
- ・既存柱および鉄骨は既存の構造物を利用し、設置する看板は既存柱・基礎等の強度を考慮したものとする。
- ・既存柱および鉄骨はケレン・塗装を施すこと。
- ・本体表示面3面（別紙参照）の既存の箱文字は撤去すること。ベースのアルミ板は再利用し、その上からアルミ複合版 3mm を取り付けインクジェット出力貼り加工で新たなデザインを仕上げることを基本とする。
- ・上部逆正三角形表示面3面（別紙参照）に取り付けている既存の小菊マークは撤去し、新たなシンボルに変更すること。
- ・箱文字は塩ビシート貼り加工で仕上げることを基本とする。
- ・既存の構造物を最大限に利活用し、かつ耐久性に優れ維持管理のコストの低減を図ること。
- ・関連法令を遵守し、関連要綱、各種基準等を参照して適切な設置工事計画を策定すること。
- ・耐用年数を計画に示すこと。

(ウ) その他本業務を実施するうえで必要な関連業務

- ・屋外広告物申請の代行業務は必要ない。
- ・その他現場施工に係る一切の経費を見積金額に含むこと。

(2) 設置工事

(ア) 看板等の設置工事の施工

- ・作業を行う際は、周辺環境に配慮し、安全対策・安全管理を徹底すること。
- ・契約書に定められた各業務は、本町が実施することとしている業務を除き、施工者の責任において実施すること。
- ・各種関連法令及び設置工事の安全等に関する指針等を遵守し、設置計画に従って設置工事及び工事管理を実施すること。施工者は工事現場に工事記録を常に設置すること。
- ・施工者は、工事管理者を通じて工事進捗状況を本町に報告するほか、本町からの要請があれば施工の事前説明および事後報告を行うこと。
- ・施工者は、本町と協議の上、必要に応じて各種検査を行うこと。なお、検査項目及び日程については、事前に本町に連絡すること。

- ・本町は、施工者が行う工程会議に立ち会うことができるとともに、必要に応じて随時、工事現場での施工状況の確認を行うことができるものとする。
- (イ) その他本業務を実施するうえで必要な関連業務
 - ・本町と施工者が協議して決定するものとする。
- (ウ) 工事に必要な許認可等の手続き
 - ・作業に必要な道路使用申請などの手続きを含むこと。

6 報告書

受託者は、委託業務完了時には業務実施報告書を作成し、提出すること。なお、業務実施報告書には、次の項目を含むこと。

- ・ 竣工図、写真等
 - ・ その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料
- ※報告書は印刷物と併せて、電子媒体でも提出すること。

7 権利関係

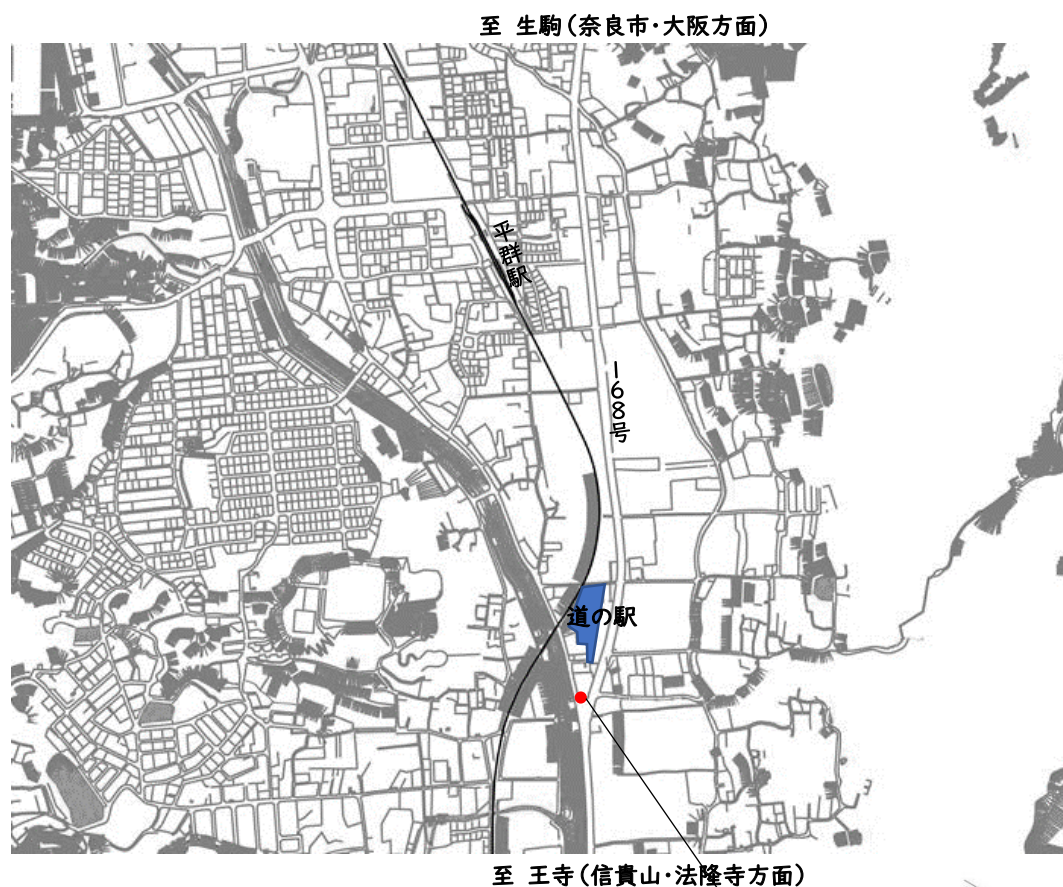
- (1) 製作者は他者の所有権や著作権を侵害しないこと。
- (2) 製作者は工事により設置した構造物にかかる一切の著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 21 条(複製権)から第 28 条(二次的著作物の利用に関する著作権の権利)までに規定する全ての権利は本町に無償で譲渡するものとする)とともに、本庁に対し著作者人格権を行使しないこと。
- (3) 本業務の中で使用する技術等において、すでに第三者が著作権、所有権等を有する場合、必要なすべての権利処理は受注者において行うこととし、その経費は契約金額に含むものとする。
- (4) 第三者からの意義申し立て、紛争の提起についてはすべて受注者の責任と費用負担で対応するものとする。
- (5) 著作権の取り扱いについて、本仕様書に記載のない事項については、受注者と発注者で協議のうえ処理するものとする。

8 その他留意事項

- (1) 受託者は、業務の全部、又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、主たる部分とは、業務における総合的な企画、業務遂行の管理、手法の決定及び技術的判断等を行うものとする。
また、受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、再委託先、再委託の業務内容、指揮系統を明確にした書面を提出し、あらかじめ町の承認を得なければならない。
- (2) 受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合は、あらかじめ本町と協議のうえ、承認を得ること。
- (3) 業務実施過程で本町より本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内で可能な限り、仕様の変更に応じること。

- (4) 受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で、個人情報を取り扱う場合は、平群町個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に万全を期すこと。
- (5) 本業務の実施にあたっては、本町の指示に従うこと。また、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、町と十分に協議すること

位置図および既存看板サイズ



<位置>

国道168号線平等寺交差点
平群町平等寺 87-1、椿井 36-2 先

<ベースサイズ>

W1400×H8300 三角柱

本体表示面

W6000×H2000

上部逆三角形表示面

△2000 逆正三角形

